

事前照会の改正

Q : 今年度の税制改正では、事前照会に対する文書回答手続きが見直されるそうですが、どのようになるのですか？

A : 将来行なう予定の取引についても照会できるようになります。

【解説】

事前照会に対する文書回答というサービスは、平成13年に始まったサービスで、法令や通達で明らかにされていない取引にかかる取扱いを、他の納税者に予測可能性を与える目的からホームページ等で公表されているものです。

今年度の税制改正では、この事前照会に対する文書回答手続きが改正されることとされています。

具体的な内容は、次のとおりです。

- ① 文書回答を行なう対象となる事前照会の範囲に、将来行なう予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものを加える
- ② 照会・回答内容の公表に関して、事前照会者名などの事前照会者を特定する情報は原則非公表とする
- ③ 回答文書等は、原則として、その回答後60日以内に公表することとしているが、事前照会者の申出があり、その申出に相当の理由がある場合には、180日以内の期間、公表を延期できる
- ④ 文書回答は、照会文書が到達した日から原則3ヶ月以内の極力早期に行うよう努める

